

岩倉市学校給食センター
給食調理、配送等業務委託企画提案実施要領

令和5年12月

岩 倉 市

1 趣旨

岩倉市では児童生徒の心身の健全な発達を図るため、平成 28 年 9 月より新たな学校給食センターにおいて、栄養バランスのとれた給食を提供している。

その稼働に合わせ、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に判断し、よりよい学校給食を実現できるよう民間のノウハウや専門性、柔軟性等を生かすため、給食調理、配送等業務を委託している。その委託期間が令和 6 年 7 月 31 日で満了となるため、岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務の次期受託者を、公募型企画提案（プロポーザル）方式により選考・決定する。

2 委託内容

(1) 委託業務名 岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託

(2) 履行場所 岩倉市大地町下塚田 2 番地 1

(3) 履行期間 令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで

(4) 委託事業に係る施設の概要

施設名 岩倉市学校給食センター

竣工年月 平成 28 年 7 月

建物構造 鉄骨造 2 階建

敷地面積 5,493.98 m²（南側グラウンド駐車場 973 m²を除く）

延床面積 2,455.96 m²（駐輪場等を含む）

システム ドライ方式

調理品目 1 献立制（1 日あたり概ね 2～3 品）他

調理食数 1 日あたり約 3,800 食

調理稼働日数 年間約 195 日

給食提供校数 小学校 5 校、中学校 2 校

給食提供開始 令和 6 年 9 月 3 日予定

食物アレルギー対応調理 最大 100 食 乳・卵の除去食

(5) 委託業務内容

別添「岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託仕様書（案）」に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務

(6) 提案上限額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない 5 年間の総額）

岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託

¥575,250,000 円（税抜）

を上限として事業提案書を提出すること。

また、後述する提案見積書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

3 企画提案の概要

(1) 名称

岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託

(2) 詳細委託内容

別添「岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託仕様書（案）」による。

なお、提案内容に基づき実施されるものについては、提案価格に含まれるものとする。

(3) 主催及び事務局

- ・主催者 岩倉市
- ・事務局 岩倉市教育子ども未来部学校教育課学校給食グループ

担当 田島、浦野

岩倉市大地町下塚田 2 番地 1

TEL 0587-66-7331

FAX 0587-37-9518

E-mail iw-kyushoku@helen.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.city.iwakura.aichi.jp/>

(4) 導入スケジュール

導入スケジュールについては、以下のとおりとし、詳細を明確に提示すること。

なお、岩倉市（以下「市」という。）が確認する事項を記載すること。

- ・契約後、速やかに市と給食調理等の業務内容を協議し、令和 6 年 8 月末までに施設及び調理機器・什器の操作方法の給食調理等の実地研修を行う。
- ・前委託事業者との引継ぎを行う。
- ・令和 6 年 9 月 1 日から給食調理業務等を実施する。

(5) 参加資格要件

本企画提案に参加できる法人その他の団体（以下「事業者」という。）は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- ① 岩倉市競争入札参加有資格者（物品等）に搭載されている事業者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- ⑤ 愛知県及び市から指名停止を受けている事業者でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を完納していること。
- ⑦ 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）」及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年衛食第 85 号別添、最終改正平成 29 年生食発 0616 第 1 号）」を厳守した業務が遂行できること。

- ⑧ 学校給食調理業務において 3,000 食以上かつアレルギー対応調理の実績及び能力を有していること。
- ⑨ 過去 1 年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- ⑩ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配し、若しくは統制している事業者または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。
- ⑪ 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入しているまたは加入することが可能な事業者であること。

(6) 募集等のスケジュール

令和 5 年 12 月 22 日（金）	企画提案実施要領等の公表
令和 6 年 1 月 9 日（火）	企画提案実施要領等説明会申込み締切日
令和 6 年 1 月 11 日（木）	企画提案実施要領等説明会
令和 6 年 1 月 15 日（月）～ 1 月 17 日（水）	質疑受付
令和 6 年 1 月 29 日（月）	質疑に対する回答日
令和 6 年 2 月 2 日（金）	参加表明書受付期限
令和 6 年 2 月 7 日（水）	提案書提出期限
令和 6 年 2 月下旬	一次審査（書類審査）、一次審査結果通知
令和 6 年 3 月下旬	二次審査（プレゼンテーション）、最終選考結果通知
令和 6 年 4 月上旬	委託事業者の決定
委託契約締結後～令和 6 年 8 月 31 日（土）	委託準備期間
令和 6 年 9 月 3 日（火）	学校給食開始予定

(7) 企画提案実施要領等説明会

【日 時】 令和 6 年 1 月 11 日（木） 受付：午後 2 時～
説明会：午後 2 時 30 分～

【場 所】 岩倉市大地町下塚田 2 番地 1
 岩倉市学校給食センター 2 階 研修会議室

【留意事項】

- ・ 企画提案実施要領等説明会に参加を希望する事業者は、令和 6 年 1 月 9 日（火）午後 5 時までに企画提案実施要領等説明会参加申込書（様式 1）により、持参または郵便のいずれかの方法で申し込むこと。持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時までとする。また、持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着のこと。
- ・ 参加人数は、1 事業者につき 3 名までとする。
- ・ 説明会の際に企画提案実施要領等を市ホームページより印刷し、持参すること。
- ・ 本説明会では、確認を行って差し支えない。ただし、挙手し指名を受けた後、事業者名及び氏名を名乗ったうえで行うこと。質疑については、説明会では受け付けない。

(8) 参加資格要件確認基準日

市が参加表明書(様式3)を受理した日から、本業務受託事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

(9) 企画提案に関する質疑

①質問受付期間

- ・期 限 令和6年1月17日(水)午後5時まで
- ・受付方法 質問書(様式2)により、電子メールで提出のこと。
なお、電子メールの件名は、下記のとおりとする。
- ・件 名 「岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託質問書」

②質問回答日

令和6年1月29日(月)
回答は、電子メールにより全参加者に行う。

(10) 参加表明について

- ・提出書類 参加申込書(様式3)
会社概要等整理表(様式3-1)
定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類、当該事業者の登記事項証明書、参加申込書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び前事業年度の収支計算書、納税を証する書類
- ・提出期限 令和6年2月2日(金)午後5時まで
※ 期限厳守(提出が遅れた場合、参加は認めない。)
- ・提出部数 1部
- ・提出先 岩倉市学校給食センター
- ・提出方法 上記提出先に持参または郵送とする。
(持参の場合は、午前9時から午後5時までとする。また、持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着のこと。)

(11) 企画提案について

- ・企画提案書
 - 提出書類 「企画提案書の作成要領」に従い作成した書類
 - 提出部数 15部(代表者印押印のもの1部、コピー14部)
- ・提出期限 令和6年2月7日(水)午後5時まで
※ 期限厳守(提出が遅れた場合、参加は認めない。)
- ・提出先 岩倉市学校給食センター
- ・提出方法 上記提出先に持参とする。
(午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日を除く。)

4 選考について

岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託事業者の選考にあたっては、「企画提案書審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書の一次審査及び二次審査を行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、優れた企画提案を行った者を選考し、市と仕様等を協議のうえ本業務委託事業者を決定する。

(1) 審査方法

委員会は、参加表明書等により、この要領に記載している参加資格要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合は失格とする。

① 一次審査

(ア) 基礎審査

委員会は、企画提案書類等に記載された内容が、作成要領に沿った提案項目になっており、齟齬や矛盾がないことを確認する。項目を満たさないことが確認された場合は失格とする。

(イ) 評価審査

委員会は、企画提案書等に記載された内容について、審査基準により採点し、総合評価点で順位付けを行い、一次審査として得点の高い上位5事業者を選定する。ただし、応募事業者が5事業者に満たない場合または同じ得点の事業者が5事業者を超えている場合は、この限りではない。

※ 審査の結果については、採用・不採用に関わらず文書にて通知します。

② 二次審査

(ア) 一次審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

※ 日時 令和6年3月下旬予定

※ 詳細については、一次審査において選定された事業者に別途通知する。

(イ) 二次審査を行う順番は、一次審査における書類の受付順とする。

(ウ) 委員会は、事業者ごとに一次審査と同じ審査項目により総合評価を行うものとする。

二次審査として最も優れた事業者を選定し、審査の結果、適切な事業者がないときは、「適切な事業者なし」とする場合がある。

(2) 優先交渉権者の決定

市は委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。審査結果は、二次審査参加事業者に通知する。

(3) 契約の締結

優先交渉権者と交渉し、岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託仕様書（案）を基に最終仕様書を決定し、契約を締結する。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い事業者から順に交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結するものとする。

なお、本業務の契約締結後、令和6年度の業務履行開始までの業務の準備等に要した経費はすべて受託事業者の負担とする。

5 企画提案の評価

一次審査及び二次審査について、審査基準により各企画提案の評価を行う。なお、評価の主な観点については、次のとおりとする。

- (1) 業務受託実績 <様式B-1>
 - ・学校給食施設（共同調理場・単独調理校）、集団調理施設における調理業務受託実績
 - ・調理・配送・配膳業務の一括受託実績
 - ・アレルギー対応食の調理実績
- (2) 学校給食に対する基本的な考え方 <様式B-2>
 - ・学校給食の意義や役割に対する理解度、取組姿勢
 - ・食育支援への考え方や実績、取組体制
- (3) 会社の概要 <様式B-3>
 - ・食中毒、調理事故等の発生の有無、発生時の対応状況
 - ・財務の健全性
- (4) 調理業務等の体制に関する考え・提案 <様式C-1>
 - ・組織体制、業務責任者や食品衛生責任者等の配置
 - ・給食配送・配膳も含めた配置人数、配置者の資格、経験内容
 - ・学校給食の専門性、安定供給に関する実施方針、サービス水準
 - ・地域雇用促進に関する考え方
 - ・従事者の休暇や急な欠員等に対応するための体制
 - ・受託決定から業務開始に向けての準備に関する考え方
- (5) 衛生管理に関する考え・提案 <様式C-2>
 - ・衛生管理の考え方や対策
 - ・指導、管理体制の確保方策
 - ・従事者の健康管理の方法
- (6) 危機管理に対する考え・提案 <様式C-3>
 - ・食中毒、調理事故、異物混入等発生時の対処体制と防止策
 - ・生産物賠償責任保険等の損害賠償保険への加入内容と補償額
 - ・災害時の対応
 - ・交通事故時の対応
- (7) 調理等従事者の教育に関する考え・提案 <様式C-4>
 - ・従業員に対する指導、研修計画等の人材育成に対する考え方
 - ・受託決定から事業開始までの従業者への指導・応援体制
- (8) コスト評価
 - ・配置人数
 - ・適正な経費負担内訳

※ (2) 及び (4) ～ (7) の項目において、独創的かつ実現性のある独自の提案がある場合も評価の対象とする。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、審査の参加等の一切の経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）により、企画提案書提出期限内に事務局あて提出すること。
- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に岩倉市学校給食センターに文書により届け出るものとする。
- (4) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、事業者選定の結果の公表において、市がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 応募事業者は、複数の提案を行うことはできない。
- (6) 企画提案に関する提出書類は、提出期間内に限り補正することができる。
- (7) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 市が提示する資料及び質問に対する回答書は、実施要領及び仕様書（案）と一体のものとして同等の効力を有するものとする。
- (9) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ① 実施要領等に示した参加資格がない場合
 - ② 「参加表明書」に記載された者以外の者が応募を行った場合
 - ③ 参加者の記名及び押印を欠く参加または参加事項を明示しない場合
 - ④ 参加表明書等に虚偽の記載をした場合
 - ⑤ 誤字または脱字等により意思表示が不明確な場合
 - ⑥ 2通以上の書類提出がなされた場合
 - ⑦ 参加事業者の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑧ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件等に違反した場合

令和 年 月 日

岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託
企画提案実施要領等説明会参加申込書

岩倉市長 様

会社（団体）名

所在地

代表者氏名

担当者氏名

所属・職名

電話番号

F A X

E-mail

岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託企画提案実施要領等説明会への参加を次のとおり申し込みます。

会社（団体）名	
参加者 所属・氏名	

※ この申込書は、令和6年1月9日（火）午後5時までに提出してください。

令和 年 月 日

質 問 書

岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託について、次の事項について質問します。

会社（団体）名 _____
 所属・職名 _____
 担当者氏名 _____
 電話番号 _____
 F A X _____
 E-mail _____

No.	資料名	頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

項目が不足する場合は、別紙を作成のうえ記入ください。

参加表明書

岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託企画提案に参加することを表明いたします。

令和 年 月 日

岩倉市長 様

提出者

会社（団体）名

所在地

代表者氏名

担当者氏名

所属・職名

電話番号

FAX

E-mail

会 社 概 要 等 整 理 表

企画提案者	会社（団体）名
	所在地
	ホームページアドレス
連絡担当者	所 属
	役職・氏名
	電話番号（内線）
	F A X
	E-mail

【 会社（団体）の概要 】

設立年月		資本金(億円)	
売上金(億円)		従業員数(人)	
支社（支店）		関連会社	

辞 退 届

令和 年 月 日付けで参加表明しました岩倉市学校給食センター給食調理、配送等業務委託企画提案について辞退いたします。

令和 年 月 日

岩倉市長 様

提出者

会社（団体）名

所在地

代表者氏名

担当者氏名

所属・職名

電話番号

F A X

E-mail